

ご利用上の注意事項

1. 対象区間と対象区間外の連続走行について

- ◆対象区間と対象区間外の道東道（千歳東 I C～本別 I C・足寄 I C）を連続してご走行された場合

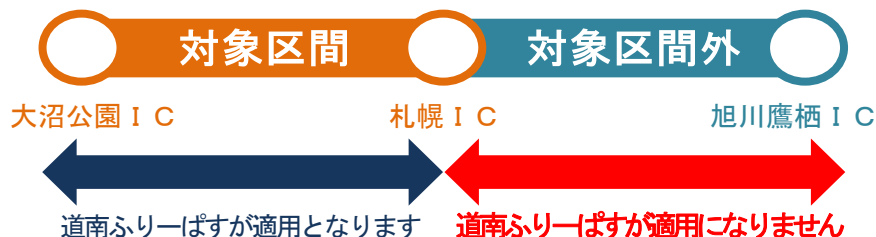
道南ふりーぱすが適用とはなりません。別途対象区間外の走行を含む全区間の通行料金をご請求させていただきますのでご注意ください。

例）大沼公園 I C ⇄ 音更帯広 I C



- ◆対象区間と対象区間外の道央道（札幌 I C～士別剣淵 I C）を連続してご走行された場合
対象区間の走行は道南ふりーぱすが適用され、対象区間外の走行は別途通行料金をご請求させていただきます。

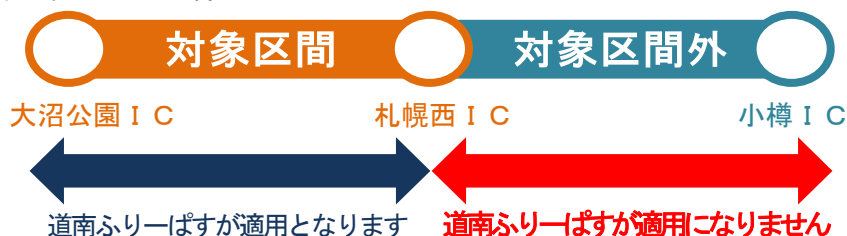
例）大沼公園 I C ⇄ 旭川鷹栖 I C



※対象区間を走行される場合、札幌 I C では高速道路と一般道の乗り降りができません。

- ◆対象区間と対象区間外の札幌道（小樽 I C～札幌西 I C）を連続してご走行された場合
対象区間の走行は道南ふりーぱすが適用され、対象区間外の走行は別途通行料金をご請求させていただきます。

例）大沼公園 I C ⇄ 小樽 I C



※対象区間を走行される場合、札幌西 I C では高速道路と一般道の乗り降りができません。

2. ご利用区間、時間帯によっては E T C 時間帯割引をご利用いただく方が割安になる場合があります。